資料３

東京都板橋区資源環境審議会傍聴規程

平成１５年７月２４日決定

（趣旨）

第１条　この規程は、東京都板橋区資源環境審議会条例施行規則（平成９年東京都板橋区規則第５６号）第７条に基づき、東京都板橋区資源環境審議会（以下「審議会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の申込）

第２条　審議会の議事の傍聴を希望する者は、資源環境部環境課において、申込書に、自己の住所、氏名などを記入の上、傍聴券を受け取るものとする。

２　傍聴を希望する者が多数で定員を超えるときは、先着順に傍聴者を決定し、傍聴席に入ることのできない場合は傍聴の申込を断ることがある。

３　傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退室しようとするときは、これを資源環境部環境課に返還しなければならない。

（傍聴席に入れない者）

第３条　次の各号の一に該当すると認めたときは、傍聴席に入ることができない。

（１）　傍聴券を携帯していない者

（２）　凶器の類を携帯した者

（３）　酒気を帯びた者

（４）　異様の扮装をなした者

（傍聴者の遵守事項）

第４条　傍聴者は、次の事項を守り静穏に傍聴しなければならない。

（１）　他人に危害を加える恐れのある物を携帯してはならない。

（２）　傘、杖（会長の許可を受けたものを除く。）の類を携帯してはならない。

（３）　ゼッケン、たすき等を着用したり、ビラ、プラカード、旗の類を持ち込まないこと。

（４）　委員の発言に対し、批判を加えてはならない。

（５）　発言し、又は拍手その他の方法により、公然と可否を表明してはならない。

（６）　騒ぎ立てる等、審議の妨害をしてはならない。

（７）　審議中にみだりに席を離れてはならない。

（８）　飲食又は喫煙をしてはならない。

（９）　写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た者は、この限りではない。

（10）　携帯電話、ポケットベル等の電源を切らなければならない。

（11）　その他、審議の支障となる行為をしてはならない。

（傍聴者の入退室）

第５条　傍聴者の入退室は、次の各号による。

（１）　審議中における入室及び退室は、原則として認めない。

（２）　この規程に違背し、会長に退室を命じられた者は速やかに退室しなければならない。

（雑則）

第６条　この規程に定めのない事項は、会長が定める。

付　則

この規程は、平成１５年７月２４日から施行する。